

“長野県＞『県民ホットライン』”より

・リニア中央新幹線の建設に関係した発生土処分に関する要望および質問について

ご意見（2015年1月8日受付：Eメール）

発生土処分候補地について市町村から出たものを県がまとめ、それをもとに処分場所をJRで検討して決定していくといったことをJRから聞いています。

この地域では上流の谷がその候補地となったといったことが正式な形ではないですが浮上してきているようです。土砂、岩石などで谷が埋められるとなると、そのことで災害の危険性が増したり、環境の破壊・汚染が進んだりする心配が出てきます。

谷がその候補地になっているということは、たいへん唐突な形で知りました。これも後で耳にしましたが地元の申し出により谷が候補地として出されたということだそうです。しかし、それは地域全体の人々によって十分に議論がなされて了解されて出されたことではないと私は思っています。今後かなりの議論が必要ではないかと思えます。

もしその通りに谷が埋められるということで話が進んでいくようであれば、いくつか県の段階で考えていただきたいことがあります。

谷に発生土を置く場合、災害の危険性や環境の破壊・汚染について県はどうお考えなのでしょう。そのことに関係して県は市町村やJRへ指導したり検討させたりすることはないのでしょうか。また谷が埋められることになった場合は、災害の危険性や環境の破壊・汚染を無くしたり減らしたりするために、この方策はとらないといけないと県はJRなどに指導されるのかといったことも私は確認したいのです。できるだけ詳しくご返答をお願いしたいと思います。

更に付け加えますと、発生土を溜めて置くための構造物の耐久性は県としてどの程度必要と考えておられるのでしょうか。いったんそこに置かれれば永久に置かれることになると思えます。私としては東日本大震災の教訓から自然災害に対処するために少なくとも1000年とか2000年くらいの見通しは持ってほしいと思うのですが、果たして県はそのぐらいの見通しでこの問題を考えていただいているのか、更にそれを途中で補修するとか関連工事が必要になった場合、JRがみるのか、それとも県や市町村でみていくことになるのかも確認したいことです。

と申しますのは、今まで砂防ダムが県内各地に作られその様子が分かって資料もたくさん有るかと思えますし、田中知事の頃の脱ダムやその後のダム建設の是非を巡る問題への対応もされてきている県の見解を是非詳しく聞きたいと思えます。県の組織の中には専門部署もあって専門スタッフもおられて、この問題に関して大変詳しいことと思えます。この谷埋め問題について県も県内の土地の治山治水や災害対策などの観点から、ただ関係自治体やJRに任せておけばよいということではないと思えます。必要なことはぜひ伝えていただきたいし、それを知らせていただければ県内の関係地区に住む私どもも今後の検討の土台にすることができます。

少し具体的に不安に思うことを書きますと、谷に発生土を置くというと、砂防ダムのような構造のものをイメージしますが、言葉は悪いですが言わば“初めから満杯になっていて用を為さない砂防ダム”があえて作られるといった感じになると思えます。ダムだけの治山治水に頼るといことであれば、初めから用を為さない砂防ダムだから、すぐにまたその上流か下流に同じようなダムを築く必要が出てくることになると思えます。これは明らかに経済的な無駄遣いです。当たり前ですが現在ある谷はなぜそこに存在するかといえば隆起や浸食など自然の作用によるものであり、その地史的な大きな動きにあえて逆らって人工物を作ることになります。今まで削られて谷ができてきているのに、またそこに土砂などを盛ってどうぞまた削ってくださいといった土地を作るというのは大変に理にそぐわないことではないかと思えます。排出土を使って土石流災害のレッドゾーンを安全な地域にするという考え方も出されているようですが、削られていく場所にあえて削られるものを置くのですからやはり長い目で見て大自然の流れに反するとんでもない考え方だと思えます。こういう形で砂防ダムのようなものの建設が考えられようとしていることは今までの長野県の歴史の中でもおそろくなかったことだと思います。それだけに事前によく考え検討しなければならぬと思えます。耐久性のあるダムにするためにコンクリートなどを使うことが多いかと思えますが、コンクリートなどでたいへん丈夫に作ったはずの中央道の岡谷

の高架橋も作ってから30年ほど経過して、この頃は少し心配なことが出てきているようです。30年でもこうなるわけです。「ダム科学」という本によると、ある程度以上の規模のダムのことだと思いますが、「500年たっても数十cmの劣化でダムが壊れることはないでしょう」という記述がありますが、この記述のように果たして500年もつのかと私は疑います。自然の災害は100年200年単位で見るとは当たり前ですし、東日本大震災のように1000年単位で長い目で見るとも大切です。伊那谷では36災のような満水と呼ばれる災害が100年に1度は必ず起きるとされています。作ったばかりは万全と見られても、100年200年・・・500年・・・といった単位でいつか耐え切れなくなって谷に置いた土が流れ下って下流に大きな被害を起こすことは十分に考えられることだと私は思います。

自然環境の観点から考えると、発生土を置く場所の動植物の生育域は当然無くなるし、その下流域は工事期間中今のように清流でなくなるし、清流であればこそ生きている生き物も当然生存上の大きな影響を受けると思います。例えば、清流環境に生きるカジカガエルなどが現在確認できますが、しばらくの間発生土から泥流が流れ出るといったことがあるとそれでその種はいなくなってしまうかもしれません。清流を頼りにして養魚業にする家も下流にありそういう場合は影響が大きいと思います。また、ダムという構造は、魚道のような例もありますが生き物のつながりを難しくするもので、予想ができない影響もあるかと思えます。森と川など他生性の生き物のつながりなども考えますと、谷といった地形のところに人工のものを設置することは慎重でありたいです。このように自然環境への影響を考えた場合に、谷を発生土で埋める計画は県として適切と考えるかどうかについてもぜひ見解を出してほしいと思います。そして、発生土を谷に置くことで環境に影響し危惧されることや対策などについても関係自治体やJRにきちんと伝えてほしいです。

私の抱えている不安は専門的な立場からすると些細なものかもしれませんが、しかし、一県民のこういった不安を県の力で解消していただきながら、この発生土処理問題を皆で考え解決していけるようにしていただきたいと思います。

以上、私の心配していること、私が県に聞きたいことは、既に県から各部署へ発信されていることかもしれませんが、私には今まで何も伝わってきておりませんので、その場合は申し訳ありませんが、改めてということになります。お伝えしたいと思います。

工事着工とか、いろいろな形で物事が進んできているようなので、このことに関する県からの回答はなるべく早く出していただきたいと思います。できたら今月中にはお願いできないでしょうか。

回答（2015年1月16日回答）

長野県企画振興部長の原山隆一、長野県環境部長の山本浩司と申します。

「県民ホットライン」にお寄せいただいたリニア中央新幹線の建設工事に伴い発生する土の処分に関するご要望及びご質問についてお答えします。

メールを拝見させていただき、リニア中央新幹線の発生土の処理に関しまして、数多くのご懸念・ご心配を抱いていらっしゃるかと拝察いたしました。そこで、まずは、これまでの発生土活用先候補地の選定に関する経過を説明させていただき、その後、ご要望及びご質問に対する県としての考え方を述べさせていただきます。

リニア中央新幹線の長野県内のトンネル工事から発生する土の総量は、約950万立方メートル、東京ドーム約7個分という膨大な量となります。この建設発生土の活用方法については、JR東海はまずは新幹線建設工事に使うとしておりますが、その使用量は限界があります。そこで、JR東海から県及び市町村に対して、建設発生土の活用に関して自治体の協力を得たいとの要請がありました。

建設発生土の処理は、本来、事業者であるJR東海が責任をもって行うべきものでありますが、建設発生土は公共事業等に有効に活用できる資源であることや、発生する土の量が前述のように極めて多く、また、沿線の多くの市町村にまたがる広域的な課題であることから、県が窓口

となって市町村等から活用先候補地の提案を募り、これを取りまとめ、平成26年7月、J R東海に情報提供しております。

現在、J R東海では、市町村役場を訪ね、現地の様子をお聞きするなどして、候補地が実際に建設発生土の活用先として適切かどうかの検討を行っております。そして、今後、地権者等の了解を得た上で、現地において測量調査などを行ない、どのようにして窪地の埋め立てを行うかなどの具体的な計画を作成した上で、地元の皆様に説明するとしております。現時点では、県内におきましては、建設発生土の活用先はまだ決定しておりません。

ご懸念されていらっしゃる谷に発生土を置いた場合の災害の危険性や環境の破壊・汚染についてですが、県としましては、建設発生土の処理によって住民の皆様の生命や財産に影響を及ぼすような事態は、決して起こってはならないと考えております。そのためにも、市町村とも連携して、J R東海に対して活用先を慎重に選定するよう求めるとともに、万全の安全対策を講じさせる所存でございます。そして、J R東海と市町村との間で具体的な候補地を選定する過程において、土地の安定や土砂の流出防止などについて、県として土木工学的な見地から意見を述べるなどしてまいります。また、法令によって行政の権限とされている行為、具体的には、保安林に指定されている場所へ発生土を搬入する必要がある場合には、森林法などの法令に基づく許認可に際して指導・助言を行うなどし、安全性の確保に努めてまいります。

次に、発生土置場の構造物の耐久性についてですが、前述のように現時点ではJ R東海の計画がまだ具体化しておらず、発生土置場の具体的な場所、構造、規模等が明らかではありませんので、一般論となることをお許しいただきたいと思っております。活用先候補地としては、窪地への埋め立てが検討されていることから、考えておられる砂防ダムのような構造によって土砂を押さえ込むのではなく、発生土を十分締め固めた上で盛土とするとともに、その側面に植林をすることにより土砂を安定させる工法をとることが想定されます。仮にコンクリート構造物を造るとしても、もともとの地面と盛土が接する斜面の最下部に、斜面の端が崩れないようにのみコンクリートを使うことが一般的です。このような工法に基づく構造物の場合、その耐久性は高いものとなります。とは申しましても、ご懸念はごもっともでございますので、J R東海に対しましては、地元において心配の声があることを伝え、今後の地元の皆様に対する説明会の際には、その安全対策について分かりやすく丁寧な説明を行うよう要請いたします。

なお、J R東海は平成26年11月に開催したリニア中央新幹線の事業説明会において、発生土置場の安全対策について、国や県の技術基準に照らして設計し、完成後の検査を受けることや、必要な防災設備や排水設備を設置すると表明しており、県としましては厳格な審査・確認をしております。

また、将来、発生土置場の補修等が必要になった場合の費用負担については、土地所有者とJ R東海との間で、今後協議して決定することになりますが、過去の窪地埋め立てのケースにおいては、通常、土地所有者が対応しております。

次に、発生土置場周辺の動植物への影響ですが、J R東海では事業の実施に伴う環境への影響を最大限回避・低減するため、環境影響評価法に基づき事業実施前の環境影響評価（環境アセスメント）手続きを実施しました。しかしながら、J R東海が平成25年9月に公表した環境影響評価準備書においては、まだ具体的な発生土置場が決まっていないため、具体的な環境への影響が明らかにされておられません。そのため、県では、平成26年3月にJ R東海に提出した「環境影響評価準備書についての知事意見」において、発生土置場に関する具体的な計画が決まった時点で、環境への影響について調査、予測及び評価を行い、その結果を公表するとともに、県に報告し、県から必要な助言を得るよう要請しました。また、J R東海が実施する環境影響評価においては、動植物や生態系だけでなく、谷を発生土で埋める行為などによる地形地質及び土地の安定性への影響を含めた調査を実施することになります。

J R東海では、知事意見に基づいて対応する旨の見解を示しているところであり、今後、J R東海が発生土置場に関する具体的な計画を決め、県に対して報告がなされた場合には、ご懸念されております動植物や生態系、谷を埋めることによる影響を極力回避できるよう、必要に応じて

専門家の意見も聴きながら、ＪＲ東海に対して適切な対応を求めてまいります。

最後に、ＪＲ東海に対し環境への影響や対策などきちんと伝えて欲しいとのご要望に関してお答えします。リニア中央新幹線建設の円滑な推進のためには、沿線地域にお住まいの皆様のご生活環境や自然環境を守っていくことが極めて重要であり、そのためにもＪＲ東海には、地元のご理解とご協力を得た上で事業を進めていく姿勢が必要であると考えております。

そこで、これまでも県からＪＲ東海に対しまして、既に説明させていただいた「環境影響評価準備書についての知事意見」に加えて、住民の皆様の不安を払拭するよう努め、また、あらゆる手立てを駆使して安全対策を講じることなどを求めた「リニア中央新幹線整備に対する長野県知事意見」を、リニア沿線都県の中で唯一、本県独自に作成し、知事自らＪＲ東海社長に対して要請しております。

更には、県内の行政機関や経済団体等で組織し知事が会長を務める「リニア中央新幹線建設促進長野県協議会」でも、リニア工事实施計画を国土交通大臣が認可した直後の平成26年11月、「ＪＲ東海は、建設発生土の処理について地域住民に影響を及ぼさないよう適切に対応すること」を総会で決議し、同社に対して要請書を提出しております。

今後も、あらゆる機会を捉えて、ＪＲ東海に対しまして、建設工事に伴う住民生活や自然環境への影響を最大限回避・低減させるとともに、住民の皆様への説明を尽すよう求めてまいります。また、県としましても住民の皆様への情報発信に努めてまいります。

繰り返しになりますが、建設発生土の処理が原因で住民の皆様のご生命・財産を脅かすような事態を絶対に発生させないよう、市町村と共に取り組んでまいります。

以上、リニア中央新幹線の建設発生土に対する考え方を述べさせていただきましたが、長文になりましたことや、どうしても専門的な説明とならざるをえないため、お分かりになりにくかった点もあろうかと存じます。このことをご詫び申し上げますとともに、今回貴重なご意見をいただいたことに対しまして、改めて御礼を申し上げます。

何かお気づきの点、ご不明な点がございましたら、お手数ですが、リニア中央新幹線の建設発生土につきましては、企画振興部リニア推進振興室長 吉沢久、担当者、環境影響評価に関しましては、環境部環境政策課長 塩谷幸隆、担当：までご連絡くださいますようお願い申し上げます。

【問合せ先：企画振興部 交通政策課 リニア振興推進室 電話 026-235-7016 メール linear-shin@pref.nagano.lg.jp】

【問合せ先：環境部 環境政策課 環境審査係 電話 026-235-7163 メール kankyo@pref.nagano.lg.jp】
2014001222

<http://www.pref.nagano.lg.jp/soumu/koho/hotline/shosai/koukai/2015/01/2014001222.htm>